

静岡県メディカルコントロール協議会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県における救急業務の一層の高度化を推進するため、消防機関と医療機関との連携の強化及びメディカルコントロール体制の構築の推進を図ることを目的に、静岡県救急・災害医療対策協議会規約第5の規定に基づき、同協議会の専門委員会として静岡県メディカルコントロール協議会(以下「県協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 県協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域メディカルコントロール協議会(以下「地域協議会」という。)の担当範囲の区域割の調整及び決定に関すること。
- (2) メディカルコントロールを担当する救急医療機関の選定に関すること。
- (3) 地域協議会における決定事項等に関する調整及び助言に関すること。
- (4) 傷病者の搬送及び受入れの実施基準に係る調整等及び知事に対する意見具申に関すること。
- (5) その他プレホスピタルケアの向上に関すること。

(構成)

第3条 県協議会の委員は、別表に掲げる関係機関のうちから静岡県救急・災害医療対策協議会長が委嘱する。

(会長)

第4条 県協議会の会長(以下「会長」という。)は、静岡県救急・災害医療対策協議会長が指名する。

- 2 会長は、県協議会の事務を総理する。会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 3 会長は、地域協議会の会長を指名する。

(会議)

第5条 県協議会は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 県協議会は、必要があるときは、関係者から意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 県協議会の事務局は、静岡県危機管理部消防保安課及び静岡県健康福祉部地域医療課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 12 日から施行する。

別 表（第3条関係）

静岡県メディカルコントロール協議会構成メンバー

関 係 団 体 名	委員数	備 考
静岡県医師会	2	
静岡県病院協会	1	
救命救急センター	11	
救急専門医	1	
消防本部	3	
県保健所長会	1	

静岡県メディカルコントロール推進事業実施要領

(総則)

この要領は、静岡県メディカルコントロール推進事業を円滑に実施するため、静岡県メディカルコントロール協議会設置要綱（平成15年4月22日施行）及び地域メディカルコントロール協議会設置要綱に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

第1（機構）

1 静岡県メディカルコントロール協議会（以下「県協議会」という。）

地域メディカルコントロール協議会（以下「地域協議会」という。）への指導的役割を担うものであり、地域協議会の運営が適切になされるよう助言・指導を行うために必要な事項についての報告を地域協議会に求める。

また、メディカルコントロール推進に係る専門的事項について検討するため、県協議会にメディカルコントロール推進作業部会（以下「県作業部会」という。）を置く。

（1）県作業部会の構成員

県協議会長が指名する者

（2）県作業部会の実施事業

- ① 救急隊の救命処置に関するプロトコールの策定
- ② 救急活動検証の基礎となる救急隊活動記録票及び検証票の策定
- ③ 策定したプロトコールを効果的に運用できる教育プログラムの策定
- ④ 救急救命士が救命処置を的確に行うための病院実習プログラムの策定
- ⑤ 傷病者の搬送及び受入れの実施基準に係る検討
- ⑥ その他メディカルコントロールの推進に係る事項の検討

2 地域メディカルコントロール協議会

救急救命士に対する指示・指導に責任を持つメディカルコントロール担当医療機関及び指導医並びに消防機関の救急技術指導者を選定し、消防機関と医療機関の定期的な連絡調整、地域メディカルコントロール推進事業実施要領の策定を行うとともに、県協議会が地域協議会に対し指導・助言を行うために必要な事項を県協議会に報告する。

地域協議会の管轄区域及び事務局は、別紙のとおりとし、管轄区域内の都市医師会、医療機関、消防本部等との連絡調整等その運営は、管轄区域内の県保健所と消防本部とが連携して行うものとする。

第2（事業実施者）

地域協議会及び県協議会におけるメディカルコントロール推進事業は、次の者が主体となって実施するものとする。

1 指導救命士

「静岡県における指導救命士運用要領」による。

(1) 要件：指導救命士養成研修等を修了した者で、各消防長及び地域協議会長が推薦し、県作業部会が承認のうえ、県協議会長が認定した救急救命士

(2) 実施事業

- ① 救急救命士や救急隊員、所属職員、救急関係者への教育指導
- ② 消防本部と、県及び地域協議会との連携、調整
- ③ その他、地域のメディカルコントロールを担う医師や関係機関との連携、調整

2 救急技術指導者

(1) 要件：各消防本部が推薦し、地域協議会長が選定した救急救命士

(2) 実施事業

- ① 救急隊活動の個々の検証、検証票への所見記載
- ② プロトコールの運用普及等、所属する消防本部におけるメディカルコントロール推進の責任者

3 指導医

(1) 要件：プロトコールを熟知した医師

(2) 実施事業

- ① 特定行為に係る指示及び救急隊員に対する指導・助言
- ② 救急搬送に関わる検証記録作成
- ③ 病院実習での指導

(3) メディカルコントロール推進の責任者

医療機関は、指導医のうちから、医療機関におけるメディカルコントロール推進の責任者を選定し、地域協議会に報告する。

4 検証医

(1) 要件：指導医の中から地域協議会長が選定した医師

(2) 実施事業

- ① 事後検証
- ② 救急救命士への指導、助言
- ③ 検証結果の地域協議会への報告
- ④ 病院実習での指導

5 検証管理者

(1) 要件：検証医及び救急技術指導者の中から地域協議会長がそれぞれ選定

(2) 実施事業

① 検証医による検証の地域での総括

② 検証医を有しない地域協議会の検証

③ 地域協議会内検証データ（ウツタインテンプレート等）集約と整理

6 プロトコール運用指導者

(1) 要件：医師（指導医、検証医、検証管理者）及び救急救命士（検証管理者、救急技術指導者）の中から地域協議会長がそれぞれ選定

(2) 実施事業

① プロトコール運用講習の実施

② 各機関が行うプロトコール運用講習等に対する支援

③ 地域協議会内病院実習結果のとりまとめ

7 検証統括者

(1) 要件：県協議会長が指名

(2) 実施事業

① 検証に係る全県的な助言・指導

② 県内検証データ（ウツタインテンプレート等）のとりまとめと地域への助言・指導

第3（運用）

1 救急救命士に対する指示及び救急隊員に対する指導・助言

(1) 指導医は、救急救命士の行う特定行為に係る指示及び救急隊員に対する指導・助言を行うものとする。

(2) 特定行為に係る指示は指導医に限定するものではないが、指示を行うためにはプロトコールを熟知していることが望ましい。

(3) 除細動に係る包括的指示については、指導医に限るものとする。

2 救急活動の事後検証

救急救命士が心肺機能停止患者に除細動などの行為を行った場合には、その経過、内容を一定の様式に記録し、定期的に検証医に送付する。

検証医は、当該記録をチェックし、消防本部を通じて救急救命士に必要な指導・助言を行うとともに、検証結果を地域協議会に報告する。

地域協議会は、事後検証内容について協議し、県協議会に報告するとともに、必要に応じ、事後検証内容の調査や症例検討会を実施する。

(1) 事後検証票の様式

国の「救急業務高度化推進委員会」が作成した様式（「メディカルコントロール体制について」平成15年3月12日付け厚生労働省医政局指導課通知の参考2）を基本に、県作業部会において検討し、県協議会において承認されたものを使用することとし、その使用方法、記載事項等については、同通知の補足説明及び県作業部会で検討した記載要領によることとする。

○4枚で1構成とし、内訳は次のとおり。（全ての記載項目が同一というわけではない。）

- ① 1枚目：搬送確認書（医療機関控え）
- ② 2枚目：搬送確認書（救急隊控え）
- ③ 3枚目：救急活動記録票
- ④ 4枚目：検証票

(2) 検証対象

静岡県事後検証票の検証票項目に関する補足説明2による。

(3) 契約：医療機関と消防本部等との間で契約を締結する。

(4) 留意事項

検証医が指示を行った症例については、他の検証医が検証することとする。

(5) 検証結果に基づく改善

県協議会は、地域協議会からの事後検証報告に基づきプロトコールや検証票等に改善の必要があると認めたときは、県作業部会において改善の方策等について検討し、県作業部会は、検討結果を県協議会に報告する。

県協議会は、県作業部会の検討結果報告について協議し、承認したときは、その内容を地域協議会に通知する。

3 研修・教育体制

地域協議会は、県作業部会が策定する教育プログラムに基づき、救急救命士、救急隊員、医師等に対する「プロトコール運用講習」等の研修・教育を実施する。

(1) プロトコール運用講習

地域協議会は、プロトコール運用指導者によるプロトコール運用講習を実施し、受講者に受講証を授与する。

(2) 病院実習

消防本部は、地域協議会が指定する医療機関において、救急救命士及び救急隊員に対する病院実習を行うものとし、指導医が実習担当に当たるものとする。

(3) その他

救急救命士や救急隊員に対する研修・教育については、関係団体と連携・協力し、実施するものとする。

附 則 この要領は、平成 15 年 6 月 17 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 20 年 8 月 29 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県の地域メディカルコントロール協議会の区域等

令和2年4月1日

地域協議会名	管轄区域（市町）	事務局	2次保健医療圏名	保健所	消防本部	都市医師会
賀茂地域MC協議会	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂保健所	賀茂保健医療圏	賀茂保健所	下田消防本部 駿東伊豆消防本部 (東伊豆町消防本部)	賀茂医師会
熱海・伊東地域MC協議会	熱海市、伊東市	熱海保健所	熱海伊東保健医療圏	熱海保健所	熱海市消防本部 駿東伊豆消防本部 (伊東市消防本部)	熱海市医師会 伊東市医師会
駿東田方地域MC協議会	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	駿東伊豆消防本部 (沼津市消防本部)	駿東田方保健医療圏	東部保健所 御殿場保健所	駿東伊豆消防本部 沼津市消防本部 清水町消防本部 田方消防本部 富士山南東消防本部 三島市消防本部 裾野市消防本部 長泉町消防本部 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	沼津医師会 三島市医師会 田方医師会 御殿場市医師会
富士地域MC協議会	富士市、富士宮市	富士市消防本部	富士保健医療圏	富士保健所	富士市消防本部 富士宮市消防本部	富士市医師会 富士宮市医師会 庵原郡医師会
静岡地域MC協議会	静岡市	静岡市消防局	静岡保健医療圏	静岡市保健所	静岡市消防局	静岡市静岡医師会 静岡市清水医師会 庵原郡医師会
志太榛原地域MC協議会	焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町	中部保健所	志太榛原保健医療圏	中部保健所	志太広域事務組合志太消防本部 静岡市消防局 島田市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 牧之原市相良消防本部	焼津市医師会 志太医師会 島田市医師会 榛原医師会
中東遠地域MC協議会	掛川市、磐田市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	西部保健所	中東遠保健医療圏	西部保健所	掛川市消防本部 磐田市消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 御前崎市消防本部 菊川市消防本部	小笠医師会 磐周医師会 磐田市医師会 榛原医師会
西部地域MC協議会	浜松市、湖西市	浜松市消防局	西部保健医療圏	西部保健所 浜松市保健所	浜松市消防局 湖西市消防本部	浜松医師会 浜松市浜北医師会 引佐郡医師会 浜名医師会 磐周医師会

別冊一4

認定を要する救急救命措置等に対する状況

令和3年1月時点

No	認定内容（予定を含む。）	認定条件	講習の実施機関	実習の実施機関	県MC協議会の認定
1	心肺停止状態の患者に対する 気管内チューブによる気道確保	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の資格 ・講習の修了（ただし、H16年度（平成16年9月試験）以降の救急救命士国家試験合格者については免除） ・実習の修了（30症例の成功） 	県消防学校 ※ただし、H19～23年度に5ヵ年計画で講習を実施し、現在は行っていない。	地域MC協議会で選定した医療機関 実施	
2	心臓停止状態の患者に対する 薬剤（エビフェリン）投与	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の資格 ・講習の修了（10症例） ※ただし、H18年度（平成19年試験）以降の救急救命士国家試験合格者については講習、実習共に免除 ⇒H19.6.18 県MC作業部会にて、H18年度以降の国家試験合格者については認定申請不要と判断 ⇒H26.10.16 県MC作業部会にて、H18年度以降の国家試験合格者については、救急救命士の資格をもつて希望者のみ認定証を交付 	県消防学校 ※ただし、H19～23年度に5ヵ年計画で講習を実施し、現在は行っていない。	地域MC協議会で選定した医療機関 実施	
3	心肺停止状態の患者に対する ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた 気管挿管	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1の認定を受けていること ・救急救命士の資格 ・講習の修了（5症例の成功） ※ただし、H27年度（平成28年試験）以降の救急救命士国家試験合格者については講習を免除 	県消防学校 ※令和3年度以降は、地域MC協議会で選定した医療機関 救急振興財団の指導救命士研修 実施		

No	認定内容（予定を含む。）	認定条件	講習の実施機関	実習の実施機関	県M C協議会の認定
4	心肺停止前の患者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	<ul style="list-style-type: none"> 上記 2 の認定を受けていること 救急救命士の資格 講習及び実習の修了 <p>※ただし、履修済みであり、H27 年度（平成 28 年試験）以降の救急救命士国家試験合格者については講習、実習共に免除</p> <p>=>H28. 7. 21 県M C作業部会にて、履修済みであり、H27 年度（平成 28 年試験）以降の救急救命士国家試験合格者については認定不要と判断</p>	県消防学校（平成 27 年度～） 救急振興財団	県消防学校（平成 27 年度～） 救急振興財団	実施
5	指導救急救命士	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部及び地域M C協議会の推薦の上、県M C作業部会で承認（条件にについては、指導救急救命士運用要領を参照） 救急救命士の資格 	救急振興財団 消防大学校	実施	

静岡県における指導救命士運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県内の消防本部（局）に配置する指導救命士の運用に関し、必要な事項について定めるものとする。

(役割)

第2条 メディカルコントロール体制の中で、医師と連携して救急業務を指導する者として、救急救命士をはじめ所属職員への教育・指導役や、消防本部と静岡県メディカルコントロール協議会（以下「県協議会」という）とのつなぎ役として、別表1に示すような役割を持つものとする。

(資格要件)

第3条 指導救命士は、原則として以下のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 救急救命士として、通算5年以上の実務経験を有する者
- (2) 救急隊長として、通算5年以上の実務経験を有する者
- (3) 特定行為について、一定の施行経験を有する者
- (4) 医療機関において、必要とされる病院実習を受けている者
- (5) 消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表など、教育指導や研究発表について指導・発表経験を有する者
- (6) 必要な養成教育を受けている者
- (7) 所属する消防本部（局）の消防長及び地域メディカルコントロール協議会（以下「地域協議会」という）長が推薦し、県協議会が認める者

(指導救命士の認定)

第4条 所属する消防本部（局）の消防長及び地域協議会長からの推薦に基づき、県協議会は指導救命士の認定を行う。

2 県協議会は、指導救命士名簿を作成して、指導救命士の養成状況について把握する。

(消防本部に求められる役割)

第5条 消防本部（局）にあっては、「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver.1（消防庁）」で示す内容を参考に、教育指導の効果が上がるよう、指導救命士の養成と配置に努める。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、指導救命士の運用に必要な事項は県協議会で協議して定めるものとする。

別表1 役割例

消防本部	地域協議会	県協議会
<ul style="list-style-type: none">・救急隊員の指導・育成・通信指令員への研修・指導・救命士再教育への関与・事後検証担当・地域MC協議会との連絡調整・救急ワークステーションでの指導 など	<ul style="list-style-type: none">・地域MC協議会への参画・事後検証委員会への参画・研修会の企画運営・病院実習計画の策定・院内研修の補助 など	<ul style="list-style-type: none">・集合研修の講師※・教材作成への参画・県協議会への参画・国が企画する研修への参画など

※指導救命士は、県内で一定の質が担保された救急活動を行うために、救急救命士等の指導を行うことから、県内の資質の維持及び向上を図るため、特にMC協議会等が企画する、集合研修の指導にあたるよう努めるものとする。

付 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。